

令和2年4月30日召集

## 令和2年度4月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

# 新潟市南区農業委員会 令和2年度4月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月30日(木) 午後1時50分から午後2時30分

2. 開催場所 南区役所分館 2階会議室

3. 出席委員(12人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一	2番	羽入一則
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原信子
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	14番	高橋潤一
	16番	齋藤	雅美智		
	4. 欠席委員(7人)	11番	曾山	茂	12番
	13番	阿部	源一郎	15番	阿部信哉
	17番	野澤	秀子	18番	田村常一
	19番	清水	昭		

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第15号 新潟市南区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

議案 第16号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第17号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案 第18号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

## 追加議案

議案 第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川崎 健

事務局次長 滝沢 秀樹

農政振興係長 和田 友宏

## 7. 会議の概要

事務局長	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様、お集まりですのでこれより始めさせていただきます。</p> <p>今月は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として委員の数を減員して開催します。出席委員は、議席番号1番の野内委員から10番の帯瀬委員までの10名と、本日出席予定であった11番の曾山委員に代わりまして14番の高橋委員、及び16番の齋藤委員に出席いただき、総数12名の委員で総会を開催いたします。</p> <p>それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長をお願いします。</p>
会 長	<p>&lt;あいさつ&gt;</p>
議 長	<p>ただ今から4月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しております。よって、4月定例総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただいてご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声ですので、1番 野内委員、2番 羽入委員を指名いたします。つづきまして、議案第15号新潟市南区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第15号新潟市南区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正についてご説明いたします。令和2年3月26日付けで農林水産事務次官通知により通知のありました「農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について」に基づき、新潟市南区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正を行うものです。主な改正内容としましては、農地中間管理機構の5年後見直しを受けて、これまでありました農地利用集積円滑化団体を中間管理機構と統一体化することに関連する修正や、国庫補助事業の関連で、策定する場合は考えられた計画について、当該事業が統合され、策定することがなくなったものについての修正など、軽微な内容となっております。詳細につきましてはお配りさせていただきました新旧対照表を参照ください。なお、施行については、新潟県知事の認定を受けた日となります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明は終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しましては、挙手の上、議席番号とお名前を言ってからご発言いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。</p>

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見はないようですので議案第15号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第15号新潟市南区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、提案のとおり決定いたします。つづきまして、議案第16号の審議に入る前に、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、関連がありますので、先に報告することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 資料1、議案書7ページからになります。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区件10件、月潟地区1件でございます。1号から8ページ6号までは賃借人の変更による解約で、それぞれ記載のとおり議案第16号新潟市農用地利用集積計画の一般案件並びに中間管理の関連案件です。7号、8号は農地交換、9号及び9ページ10号は農地売却による解約で、11号は賃借人の都合による解約でございます。以上で報告を終わります。

議長 それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見はないようですので議事日程に沿って進めます。  
議案第16号新潟市農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第16号新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。申出等を踏まえ事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしている

ものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

「資料2」新潟市農用地利用集積計画の決定について をご覧ください。①一般案件の表紙をめくっていただいて、令和2年4月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。最初に新規の利用権設定・所有権移転についてです。白根地区、利用権設定、契約期間10年、件数7件、田畑、計29,302㎡、白根地区合計で同じく件数7件、面積29,302㎡です。味方地区については新規での利用権設定・所有権移転はございません。次に、月潟地区、利用権設定、契約期間10年、件数6件、田畑、計17,041㎡、所有権移転、売買1件、田、1,021㎡、月潟地区合計で件数7件、面積18,062㎡です。次のページは更新による利用権設定についてです。白根地区、利用権設定、契約期間3年が件数1件、畑、5,902㎡、契約期間10年が件数5件、田畑、計40,767㎡、白根地区合計で 件数6件、面積は40,767㎡です。味方地区・月潟地区については更新による利用権設定はございません。1枚めくっていただいて、次のページは契約期間ごとの合計となります。一番下の合計欄をご覧ください。利用権設定の契約期間3年が1件、5,902㎡、契約期間10年が18件、計81,208㎡、所有権移転が1件、1,021㎡です。地区別の合計は、白根地区が13件、計70,069㎡、月潟地区が7件、計18,062㎡、農地移動の合計は、20件、88,131㎡です。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。新規の利用権設定については1ページから3ページの1号から13号までです。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄では支払方法で口振又は現金、10a当たりの借賃又は物納、支払い期限、始期・終期の期間が記載されています。なお、2ページの8号及び9号につきましては、資料1の3ページ、議案18号の3号に関連があります。耕作者が農地を借り受けたうえで、太陽光発電設備を設置するものです。更新については4ページ、5ページの1号から6号までで、賃借期間の終期に伴い、利用権の再設定をするものです。契約期間の終了前には農業委員会事務局より終期、更新の通知書を送付しています。所有権移転の売買については6ページの1号、農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法で口振又は現金、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転・引渡時期が記載されています。なお、所有権移転の申請案件につきましては、譲渡人は以前から農地の使用貸借を行うなどして自らは耕作していませんでしたが、規模を拡大したい意向のある譲受人との相談により話がまとまったものです。

続いて、②農地中間管理事業関連 の表紙をめくっていただいて、令和2年4月の利用権促進事業、農地中間管理事業地区別実績表をご覧ください。最初に新規の利用権設定・所有権移転についてです。白根地区、利用権設定、契約期間10年、件数14件、田畑、計79,135㎡です。味方地区、月潟地区については新規での利用権設定、所有権移転はございません。また、更新による利用権設定はございませんでしたので、農地移動の合計についても、件数14件、面

積79,135㎡です。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、新規利用権設定が1ページから3ページの1号から14号までとなっております。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第16号についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第16号新潟市農用地利用集積計画の決定について提案のとおり承認と決定いたします。

つづきまして、議案第17号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、議案第18号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第19号農地法第3条許可申請に関する意見決定について一括して提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料1、議案書2ページをご覧ください。議案第17号事業計画変更承認申請に関する処分決定についてご説明いたします。味方地区1件でございます。申請地は味方で当初計画者が平成4年に農地法第5条許可を受け、申請地の所有権移転を行いました。現在まで着工に至らず、承継者である申請会社が事業計画を変更する内容です。

続いて、3ページ、議案第18号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。味方地区2件、月潟地区1件でございます。1号ですが、議案第17号事業計画変更承認申請に伴う5条許可で申請地は同一です。転用目的は資材置場敷地になります。2号ですが、申請地は西白根で、転用目的は貸露天資材置場及び貸駐車場敷地です。1号、2号とも、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表1ページから4ページのとおり、申請地は「道路等恒久的な施設によって区画された地域で、宅地の面積割合が40%を超えていること」から、第3種農地に分類され、許可相当と判断しております。3号ですが、申請地は大別當で、転用目的は大別當太陽光発電設備敷地です。転用面積については、この発電設備の支柱部分の面積を合計した面積となっております。なお、申請者は農地所有適格法人かつ認定農業者であることから、一時転用期間が10年となっております。申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請にかかる審査表の5ページ、6ページのとおり、農用地区域内農地ですが、不許可の例外に該当し許可相当と判断し

議長

ております。

続きまして、議案書の4ページをご覧ください。追加議案第19号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。白根地区3件、月潟地区1件でございます。1号、2号とも売買、3号につきましては、同一世帯の後継者に贈与です。4号は新規就農に伴う売買です。1号から4号、いずれの申請も、当日配布資料の7ページから10ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

なお、議案第17号、18号、追加議案第19号いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議長 つづきまして、調査委員会の調査結果について、第1調査委員長の5番 塩原委員から報告をお願いいたします。

第1調査委員長 去る、4月24日午後2時から、第1調査委員会を開催いたしましたのでご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、事業計画変更承認申請1件、農地法第5条許可申請3件、農地法第3条許可申請4件です。

資料1の議案書2ページ、事業計画変更承認申請1号及び3ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが関連がありますので合わせて説明いたします。代理人の方からおいただきました。まず、事業計画変更承認申請です。申請地は味方で面積は198㎡になります。当初計画者が個人住宅を建築する目的で転用許可を受け、申請地を売買により購入しましたが、現在に至るまで着工に至っていません。家族の事情により当初の転用目的達成が困難であることから、承継者である申請会社が転用目的を資材置場として変更して利用する計画です。この事業計画変更承認申請と共に新たな5条許可が3ページ、農地法第5条許可申請の1号になります。所有者は当初計画者、転用者は承継者になります。申請地は変更承認と同一農地で、契約内容は売買になります。承継者である申請会社は、申請地の近隣で不動産業等を営んでおりますが、家屋の建て替え等による資材置場が必要なことから申請地を利用する計画です。申請地は道路で囲まれた宅地の割合が80%になっていることから第3種農地に分類され、排水関係も問題無いことから許可要件に該当していると判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて2号の5条許可です。本人からおいただきました。申請地は西白根で面積は990㎡になります。転用目的は、貸資材置場及び貸露店駐車場敷地で、契約内容は母から申請者である子への贈与です。申請者は建設業の会社を営んでおり、申請地に隣接して資材置場を借りていますが、手狭になったことから資材置場、駐車場として会社に貸し付けるものです。なお、昨年7月頃から、一部、駐車場として利用していたため始末書が提出されています。申請地は、道路で囲まれた宅地の割合が75%になっていることから、第3種農地に分類され、土地改良区とも協議済、排水関係も問題無いことから許可要件に該当していると判断し、隣接農地の利用に支障

を及ぼさないこと、また、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて3号の五条許可です。代理人の方からおいでいただきました。申請地は、大別當で面積は2,038㎡のうち3,46㎡です。転用目的は、太陽光発電設備の設置で、権利の種類は使用貸借権の設定です。一時転用の期間は10年間になります。農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、下部農地を有効利用する計画です。いわゆる「営農型発電設備の設置」になります。申請地は不耕作地であったため、申請者である農地所有適格法人が利用権設定により借り上げ、農業経営の安定を目指すため、発電設備を設置し、下部農地には「ふきのとう」を栽培するものです。発電設備は簡易な構造で容易に撤去できるもの、営農するための空間を確保するため最低地上高2m以上であること、周辺農地の効率的な利用に支障を及ぼさないことを確認しました。申請地は、「農用地区域内農地」ですが、不許可の例外として「仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するためのもの」に該当するとともに、土地改良区と協議済、また、農用地区域内農地のため新潟市長の同意も得ていることから、許可要件に該当していると判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、4ページの追加議案農地法第3条許可申請1号です。申請地は上木山の農地1筆、面積は620㎡、契約内容は売買です。譲受人は、申請地の近隣農地を耕作していることから規模拡大を図るものです。

続いて2号です。申請地は上木山の農地1筆、面積は114㎡、契約内容は売買です。申請内容は規模拡大ですが、申請地に隣接する農地を譲受人が所有、耕作していることから有効利用を図るものです。なお、1号、2号とも譲渡人は同一人です。

続いて3号です。申請地は大郷の農地1筆、面積は1,365㎡で、契約内容は贈与です。本年2月には祖父所有農地が譲受人に贈与されておりますが、今回は、母から子への贈与になります。譲受人は就農目的で5年前、国から青年就農給付金の準備型の交付を受けております。この給付金の交付条件として、親元就農者については、就農後5年以内に経営継承しなければならないことになっていることから、譲受人である子が贈与を受け、引き続き農業経営を行うものです。

続いて4号です。新規就農による3条許可ですので本人からおいでいただきました。申請地は釣寄の農地16筆、合計面積は11,320㎡で、契約内容は売買です。譲受人が離農する親戚から農地を譲り受け、稲作で農業経営を行う予定です。譲受人は現在JA職員として営農指導に携わっていること、過去において10年ほどの農作業経験があること、また、農機具については農地所有適格法人から借り入れる計画で、定年後を見据え、毎年50aずつ規模拡大していきたいとのことです。また、JAと協議済、地元農家組合の同意も得ていることから新規就農者として適当と判断されます。

なお、1号から4号、いずれの申請も、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

以上で、第1調査委員会の報告を終わります。



議 長	事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。それでは、議案第17号、18号及び追加議案第19号について、ご質問、ご意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議 長	ご質問、ご意見がありませんので、議案第17号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしの声ですので、議案第17号事業計画変更承認申請に関する処分決定を行います。つづきまして、議案第18号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしの声ですので、議案第18号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件ではないことから許可処分を行います。
	つづきまして、追加議案第19号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしの声ですので、追加議案第19号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。
	つづきまして、報告事項に入ります。一括して事務局の説明をお願いいたします。
事務局	新潟市農用地利用配分計画(案)について説明します。「資料3」の令和2年農用地利用配分計画(案)をご覧ください。1ページめくっていただいて、令和2年4月の地区別実績表をご覧ください。 農地中間管理機構から受け手の耕作者への貸借に関する内容です。白根地区、新規、利用権設定、契約期間10年、件数15件、田畑、計79,135㎡です。味方地区・月潟地区については新規での利用権設定はありません。また、更新による利用権設定もありませんでしたので、農地移動の合計についても、件数15件、面積79,135㎡です。詳細につきましては、次のページをめくっていただいて、新規利用権設定が1ページから3ページの1号から15号までとなっております。農地の所在、地目等につきましては記載のとおりです。このほか、中間管理権移転

がありました。それにつきましては4ページ・5ページの1号から6号までとなっております。資料3の説明は以上です。

続きまして、資料1、議案書5ページをご覧ください。農地法第5条転用届出に関する受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区3件でございます。転用内容につきましては、個人住宅及び宅地分譲敷地でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。農地の転用事実に関する照会書についてご説明いたします。白根地区2件です。法務局からの照会です。2件とも現地を確認し、現況は非農地として回答いたしましたので報告いたします。

続いて10ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区4件、月潟地区2件でございます。相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はございませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありませんか。

(質問なし)

議長 質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆様から何かございますか。

(特になし)

議長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項については終了し、以上で4月定例総会を閉会いたします。事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議長 原 平 一

署名委員 野 内 健 一

署名委員 羽 入 一 則